

文房四宝まつり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文房四宝まつり補助（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、文房四宝「筆、墨、硯、和紙」の生産地で連携し、鳥取市の特産品である和紙を広く全国に紹介する事業に補助金を交付することにより、事業の円滑な運営と伝統的工芸品の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、文房四宝まつり実行委員会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、文房四宝まつりとする。

(補助金の算定)

第5条 本補助金は、補助対象事業に要する経費（協賛金、負担金等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

この要綱は、平成21年7月1日から適用する。